

「区役所のあり方基本方針（案）」に関するパブリックコメント手続を実施します。

千葉市では、平成4年4月の政令指定都市への移行に伴い6区役所を開設して以降、市民に身近な行政サービスはできる限り身近な区役所で提供するとともに、地域の課題解決や市民が主体となって進めるまちづくりを区役所が中心となって支援できる体制を目指し、区行政を推進してきたところです。

政令指定都市移行30年を契機として、これまでの30年の取組みを検証するとともに、10年後の地域社会を見据えた目指すべき区役所の姿を示すため、「区役所のあり方に関する基本方針（案）」を作成しました。

この案について、皆様のご意見、ご提案をお聞かせください。

【案の公表場所】

- ・市ホームページ：https://www.city.chiba.jp/shimin/shimin/jichi/public_comment.html
- ・市内施設での閲覧および配布：区政推進課（市役所8階）、市政情報室（中央コミュニティセンター2階）、各区役所の地域振興課、市図書館。

【意見の募集方法】

- ・募集期間：令和5年1月11日(水)～令和5年2月10日(金) ※郵送の場合は当日消印有効

・募集方法

「区役所のあり方基本方針（案）に対する意見」と書き、住所、氏名（ふりがな）または団体名・団体の所在地・代表者氏名（ふりがな）、電話番号・電子メール等の連絡先を明記の上、次のいずれかの方法により提出してください。口頭、電話での意見はお受けできませんのでご了承ください。

・提出先

- 1 郵送：〒260-8722 千葉市中央区千葉港1-1 千葉市役所区政推進課
- 2 FAX：043-245-5550
- 3 電子メール：kusei.CIC@city.chiba.lg.jp
- 4 持参：区政推進課（市役所8階）、各区役所の地域振興課

【市の考え方の公表】

いただいたご意見の概要とそれに対する市の考え方は、令和5年3月に公表する予定です。なお、住所、氏名等の個人情報は公表しません。

お問い合わせ先

千葉市市民局市民自治推進部区政推進課

電話 043-245-5133

FAX 043-245-5550

電子メール kusei.CIC@city.chiba.lg.jp